

平成25年9月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(行コ)第167号 旅費等返還請求控訴事件(原審・甲府地方裁判所
平成23年(行ウ)第2号)

口頭弁論終結日 平成25年6月18日

判 決

山梨県山梨市

控 訴 人

山梨県甲府市

控 訴 人

山梨県甲斐市

控 訴 人

山梨県甲府市

控 訴 人

山梨県甲府市

控 訴 人

山梨県甲府市

控 訴 人

山梨県北杜市

控 訴 人

控訴人ら訴訟代理人弁護士

長 田 清 明
加 藤 啓 二
長 倉 智 弘
小 笠 原 忠 彦
山 際 誠

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

被 控 訴 人

山梨県知事

同訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

横 内 正 明
田 邊 護
関 尚 史
烏 谷 卓 也
田 中 喜 文
雨 宮 雄 司
佐 野 充

主

文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、皆川巖に対し89万9847円を、山下政樹に対し89万9658円を、鈴木幹夫に対し89万9523円を、高野剛に対し107万0174円を、大澤軍治に対し107万0174円を、浅川力三に対し107万0174円を、望月勝に対し107万0174円を、堀内富久に対し107万0174円を、渡辺亘人に対し17万0844円を、石井脩徳に対し17万0844円を、中村正則に対し11万7198円をそれぞれ山梨県に支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、山梨県議会議員らが、海外研修としてアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）、エジプト・アラブ共和国（以下「エジプト」という。）及びトルコ共和国（以下「トルコ」という。）を訪問し、これらに対して山梨県から旅費等が支給され、また、同県議会議員らが、調査研究として大韓民国（以

下「韓国」という。), 屋久島を訪問し, これらに山梨県から県議会における会派に交付された政務調査費が用いられたことにつき, 山梨県の住民である控訴人らが, 上記各訪問は, いずれも, 実質的には私的な旅行に他ならず, 地方自治法(以下「法」という。)100条13項又は14項の要件を満たしていないから, 上記議員らは山梨県に対し旅費等相当額の損害賠償又は不当利得の返還をすべき義務があるところ, その義務の履行請求を怠っていると主張して, 法242条の2第1項4号に基づき, 上記議員らに上記履行請求をすることを同県の執行機関である被控訴人に対して求める住民訴訟である。

原判決は, 控訴人らの請求を棄却したところ, 控訴人らがこれを不服として控訴をした。

- 2 前提となる事実, 争点及び争点に関する当事者の主張は, 次のとおり補正するほか, 原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2(3頁1行目から30頁16行目まで)に記載のとおりであるから, これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 8頁3行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「(4) 旅費等の支出

ア 山梨県は, 本件アメリカ研修に関し, 平成22年2月25日, 旅費として, 皆川に対し64万1647円を, 鈴木に対し64万1323円を, 山下に対し64万1458円をそれぞれ支払い, また, 同年3月3日, 通訳兼ガイド料, 施設見学手数料及び専用車借上料として計77万4600円を支出した(甲5, 弁論の全趣旨)。

イ 山梨県は, 本件エジプト等研修に関し, 同年5月21日, 旅費として, 参加した議員ら(5名)に対し各79万5830円を支払い, また, 専用車借上料及び施設見学手数料として計51万7500円を支出した(甲5, 弁論の全趣旨)。

ウ 本件韓国視察に参加した議員ら（7名）は、調査研究費として支出した計44万5525円から食事代7万円を控除した37万5525円について、山梨県から会派に交付された政務調査費を充当した（甲3）。

エ 本件屋久島視察に参加した議員ら（8名）は、調査研究費として支出した計96万5990円から食事代等2万8400円を控除した93万7590円について、山梨県から会派に交付された政務調査費を充当した（甲4）。」

(2) 8頁4行目の「(4)」を「(5)」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 本件アメリカ研修及び本件エジプト等研修について

(1) 地方公共団体の議会による議員派遣については、平成14年法律第4号による地方自治法改正により規定が設けられ、現行の法100条13項（平成20年6月18日法律第69号による改正後。以下同じ。）は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。これを受けて、山梨県議会会議規則122条は、1項において、「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定め、2項において、「前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

そして、本件アメリカ研修及び本件エジプト等研修はいずれも山梨県議会における議員の海外研修として行われたものである（甲7, 9）ところ、山梨県議会研修要綱は、1条（趣旨）において、山梨県議会議員及び事務局職員に対して所要の研修を実施することにより、議会運営及び議会審議等の資

質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するものとする旨を定め、2条（議員研修の区分）において、議員に対して実施する研修の一つとして「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究。」という「海外研修」を掲げ、6条（海外研修の実施方法、費用及び手続）において、議員の海外研修の決定については、「議長は研修の申し込みがあったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、「山梨県議会会議規則」第122条に基づき、これを決定するものとする。」と定めている。

このように、山梨県議会議員の海外研修は、通常は山梨県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に照らし、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について海外事情の調査、研究をするものとして適当と認めるときに、これを決定するものとされている。

もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるものと解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照）。

以上によれば、山梨県議会議員の海外研修については、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣

旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合などには、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。

また、法203条（平成20年6月18日法律第69号による改正後。以下同じ。）は、普通地方公共団体の議会の議員は、「職務を行うため要する費用」の弁償を受けることができるとし、その額及び支給方法は条例でこれを定めなければならないと規定している（2項、4項）ところ、山梨県議会研修要綱6条(2)は、議員の海外研修に要する旅費の支給額は、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額とする旨定めているのであるから、山梨県議会議員の海外研修が、議員としての「職務を行う」ものであるといえれば、それに要する費用は上記条例に基づいて弁償を受けられるものの、議員としての「職務を行う」ものであるといえなければ、そのような海外研修に参加した議員は、法律上の原因なくして旅費相当額を利得したものであるといふべきであり、支給を受けた旅費相当額の不当利得返還義務を負うことになるものと解すべきことになる（最高裁平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁参照）。

(2) 本件アメリカ研修について

ア 証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、山梨県議会議長宛に提出された本件アメリカ研修に係る「山梨県議会議員海外研修申込書」（甲7）において、本件アメリカ研修の「研修目的」は、「米国と日本の輸出入の調査。本県は農業、果樹生産県であり、農業大国米国の農業事情について視察いたします。」とされ、かつ、これを前提として派遣決定がされたことが認められる。

しかして、本件アメリカ研修の行き先や日程等をみるに、証拠（甲7、

8, 乙7, 証人山下)によれば,平成22年1月17日(現地時間。以下同じ)は,午前9時30分ころにニューヨークに到着した後,専用車でニューヨーク市内を視察し,メトロポリタン美術館に入館し,グランドゼロ(アメリカ同時多発テロ事件によって崩壊したビルの跡地)及び自由の女神を見学したこと,同月18日は,ロングアイランドに赴いて,午前11時ころから午後1時ころまでワイナリー「Pindar」を視察したこと,同月19日は,午前9時30分ころから午前10時30分ころまでJTBニューヨーク支店を,午前11時ころから正午ころまで財団法人自治体国際化協会(CLAIR)ニューヨーク事務所をそれぞれ訪問し,前者ではニューヨークのホテル業界の実情等を,後者では米国における果樹の生産状況等をそれぞれ聞き取り,その後,専用車でアトランティックシティに行ったこと,同月20日は,専用車でアトランティックシティからフィラデルフィアへ移動した後,フィラデルフィアからアムトラックに乗車して昼ころにワシントンDCに到着し,専用車で,国会議事堂,アーリントン墓地,ホワイトハウス及びリンカーン記念堂を見学したこと,同月21日は,リンカーンコテージを見学後,スミソニアン博物館に入館し,ユニオンステーション(同一構内を複数の鉄道事業者が共用する共同使用駅),大型商業施設である「ホールフーズ・マーケット」(自然食料スーパーマーケット・チェーン店)を見学したこと,同月22日午前にワシントンDCから帰国の途に着いたことが認められる。

イ 上記事実によれば,本件アメリカ研修は,その大部分が,自由の女神,グランドゼロ,国会議事堂,アーリントン墓地,ホワイトハウス,リンカーン記念堂及びリンカーンコテージなどのニューヨーク及びワシントンDCの観光名所の見学や,メトロポリタン美術館やスミソニアン博物館への入館などに費やされ,前記の研修目的である「米国と日本の輸出入の調査」,「米国の農業事情」の視察に関係するものとしては,財団法人自治

体国際化協会（CLAIR）ニューヨーク事務所の訪問とロングアイランドにおけるワイナリー「Pindar」の視察がある程度にすぎない。

しかも、財団法人自治体国際化協会（CLAIR）ニューヨーク事務所の訪問についてみると、証拠（甲8、乙7、証人山下）及び弁論の全趣旨によれば、CLAIRは、東京都千代田区に本部があり我が国の地方公共団体等の事業に必要な海外の情報を蒐集して提供する日本の財団法人であるところ、本件アメリカ研修に係る参加議員作成提出の「アメリカ視察・報告書」（乙7）には、「米国における果樹の生産状況」及び「米国におけるワインの輸入状況」等を調査したとして、各種統計資料が掲げられているが、それらの資料は、ニューヨークの事務所を訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるものであることが認められる。また、ロングアイランドのワイナリー「Pindar」の視察についてみても、上記「アメリカ視察・報告書」（乙7）には、当該ワイナリーの歴史、広さ、生産高などの外形的な事実が簡単に記載されているにとどまっている。なお、JTBニューヨーク支店の訪問についてみると、上記「アメリカ視察・報告書」（乙7）では、ニューヨークのホテル業界の実情を聞き取ったほか、「米国から日本を訪れる観光の方々の現状はどのようなものなのか」、「特に米国の日本に対する観光の志向、考え方、また本県に対する観光の志向はどのようなものなのか、米国からどのくらいの方々が本県を訪れ、どのような感想を持っているのか」などを調査したとされているところ、そのような調査等は前記の研修目的とは関係がないというべきであるが、そのことはさて置き、上記「アメリカ視察・報告書」（乙7）には、ニューヨークのホテル業界の実情についての記載の後に、計17頁に及んで参考資料が掲げられているが、その参考資料は、日本政府観光局企画部作成に係る平成21年11月における訪日外国人や出国日本人の推計値等を国別にまとめて要因を検討したものであって、わざわざニューヨーク支店を訪問するま

でもなく我が国において容易に入手できるものであると考えられるし、肝心の山梨県への観光者の数とか山梨県に対する観光の志向等については何ら記載がない。

ところで、証拠（甲1、乙7、証人山下）によれば、山下らが当初作成して提出した本件アメリカ研修に係る「アメリカ視察・報告書」は甲1号証の報告書であったところ、その13頁以下において、ニューヨークワインについて記載され、その冒頭部分に「22年に渡ってワイン・ビジネスを営み、マンハッタンで唯一のニューヨークワイン専門店『Vintage New York』を経営するニューヨークワインのエキスパート、ロバート・ランソン氏に、ニューヨークワインの魅力を語っていただき、試してみるべき6本のワインを薦めてもらった。」とした上、以下はロバート・ランソン氏による説明である旨記載した後、ロバート・ランソン氏の語った内容やワインやぶどうの評価などを括弧書きで多数引用し、同報告書の20頁までの約8頁にわたり、ロバート・ランソン氏を講師役とするワインについての研修内容が報告されていたところ、実際には、本件アメリカ研修に参加した3名の山梨県議会議員らは、『Vintage New York』を訪問したこともなければ、ロバート・ランソン氏と会って説明を受けたこともなく、日本で出版されている本の記載を引用したのであって、この報告書は後に指摘を受けて書き換えられたことが認められる。このように、訪問したこともない場所を訪問し会ったこともない人から説明を受けたかのような重大な虚偽の内容を記載した報告書を漫然と作成し提出すること自体、本件アメリカ研修に行った皆川、山下及び鈴木が、真摯に、山梨県の農業や果樹生産のために有益な情報を得るなど山梨県政、山梨県議会あるいは山梨県民のことを慮り、本件アメリカ研修の計画を立ててそれを実行したものではないことの証左であるといえよう。

そして、本件アメリカ研修から2年半以上が経過した後の平成24年9

月に作成された山下作成の陳述書（乙8）及び同年11月に実施された証人尋問における証人山下の証言の内容を検討しても、本件アメリカ研修が、「米国と日本の輸出入の調査」あるいは「米国の農業事情」の視察という研修目的はもとより、その他の点を含めて、その後の山梨県議会の議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、県民福祉の増進に資する何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたという事実はおよそ見出すことができない。

なお、証人山下は、例えばホワイトハウスの見学について、外から建物を見ただけであるが、政治に関わる者としての識見を深めることができたとして、「我々は、議員という職責をいただいております。その中で、やっぱり、一般の方々と、ホワイトハウスを見る目というのは、若干は違うと思います。・・ホワイトハウスという、こういうところで本当に世界の政治が繰り広げられているんだなということを感じて、自分なりに、政治に対する考え方や、また、向かっていこうっていう、そういうことが言葉で言い表せないということでございまして、そういう意味としてみれば、大いに、見聞、また見識を広げることができたんじゃないかなというふうには思っております」などと供述するが、そのような政治に関わる者としての識見を深めるなどということは、前記の研修目的や「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をすることとはおよそ関係がないことはもとより、仮に、極めて広い意味において政治家としての意欲の向上に繋がるものであるとしても、それは、政治家個人の研鑽という分野に属することであって、決して公の費用でもって行うべきものではなく、自費で行うべきものである。

ウ 上記イに説示したところによれば、本件アメリカ研修の行き先や日程等は、山梨県議会の議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県

民福祉の増進に資するという研修の趣旨を全うするものであったとは到底認めることができず、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をするものとして「米国と日本の輸出入の調査」、「米国の農業事情」の視察をするという前記の研修目的に照らして、明らかに不合理なものであり、本件アメリカ研修は、実質的には、海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであったといわざるを得ない。

そして、本件アメリカ研修の行き先や日程等は、参加した議員らが予め山梨県議会議長に対して提出した海外研修申込書（甲7）に添付された視察日程に沿って行われたと認められる（弁論の全趣旨）のであるから、このような海外研修に議員を派遣するという決定をしたことについては、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があり、議員派遣決定は違法であるというべきである。なお、前記のとおり、法100条13項を受けて設けられた山梨県議会会議規則122条1項は、「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定めているところ、本件アメリカ研修については、前記のとおり議長の派遣決定により実施されたものであるが、上記ただし書きに定める「緊急を要する場合」であったことを示す証拠はないのであって、同規則に定める手続によって派遣決定がされたといえるかについても疑問がある。

本件アメリカ研修は、上記のとおり、実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであって、およそ議員としての職務を行うものであったということとはできない。そうすると、それに要した費用は、法203条2項及び4項、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例並びに山梨県議会研修要綱6条(2)により弁償を受けることができ

るとされる議員としての「職務を行うため要する費用」とはいえない。したがって、本件アメリカ研修に参加した皆川、鈴木及び山下は、前記旅費（皆川が64万1647円、鈴木が64万1323円、山下が64万1458円）のほか、前記通訳料等77万4600円の各3分の1（25万8200円）を、法律上の原因なく山梨県の損失の下に利得したものであるから、それぞれがその不当利得額（皆川が89万9847円、山下が89万9658円、鈴木が89万9523円）を山梨県に返還すべきである。

(3) 本件エジプト等研修について

ア 証拠（甲9）及び弁論の全趣旨にれば、山梨県議会議長宛に提出された本件エジプト等研修に係る「山梨県議会議員海外研修申込書」（甲9）において、本件エジプト研修の「研修目的」は、①福祉関係（貧困、聴覚・視覚障害者、災害被災等への支援対策）、②公共交通（現況と新交通システムの課題と展望）、③世界遺産・環境問題（世界遺産登録までの経過及び現状把握、問題点等と併せて、温暖化による当該地の影響や環境保護策、テロ対策等も）、④文化歴史関係（考古学博物館の運営、文化財の管理等）について、山梨県と共通する課題を有する機関を訪れて視察し、精通する関係者と意見交換する中で今後の議会活動の参考とするとされ、かつ、これを前提として派遣決定がされたことが認められる。

しかして、本件エジプト等研修の行き先や日程等をみるに、証拠（甲9ないし15、乙9、証人堀内）によれば、平成22年4月22日（現地時間。以下同じ）にカイロに到着し、同日は、ツタンカーメン王の黄金のマスクほかエジプトの至宝が展示されているエジプト考古学博物館を訪問して、館長から説明を受けるとともに館内を見学し、その後、モハメド・アリ・モスク、ハン・ハリーリ・バザールを見学し、「リサーラ」という孤児院を訪問したこと、同月23日は、ギザの3大ピラミッドとパノラマポ

イント（世界最大の石像建築物）、スフィンクス、河岸神殿、パピルスのお店、メンフィス遺跡（ラムセス2世の巨像、スフィンクス）、サッカラの階段ピラミッドを見学したこと、同月24日は、エジプトからトルコに移動して、カッパドキア地区に行き、同月25日は、カッパドキア地区に滞在して、ギョレメ野外博物館、カイマクリ地下都市、カッパドキア奇岩地区（ウチヒサール、パシャバー、ゼルヴェなど）、トルコ絨毯工場などを見学し、洞窟で生活する現地家族を訪問したこと、同月26日は、トルコ石専門店、トゥズ湖（塩の海）を見学した後、アンカラに行き、アタテュルク廟、アナトリア文明博物館、城塞を見学したこと、その後、一等寝台車でイスタンブールに移動し、同27日は、イスタンブール駅でトルコ国鉄の職員とミーティングをし、トルコの公共交通などについて視察した後、ボスフォラス海峡クルーズを行い、グランドバザール、ブルーモスク、アヤソフィア、地下宮殿などを見学したこと、同月28日は、トプカプ宮殿、エジプシャンバザールの見学、イスティクラル通りの散策を行った後、空港に行き、帰国の途に着いたことが認められる。

イ 上記事実によれば、本件エジプト等研修は、その大部分が、エジプトにおいては、エジプト考古学博物館、モハメド・アリ・モスク、ハン・ハリール・バザール、ギザの3大ピラミッド、スフィンクス、河岸神殿、パピルスのお店、メンフィス遺跡（ラムセス2世の巨像、スフィンクス）、サッカラの階段ピラミッドなどの観光名所の見学等、トルコにおいては、カッパドキア奇岩地区（ウチヒサール、パシャバー、ゼルヴェなど）、ギョレメ野外博物館、カイマクリ地下都市、トルコ絨毯工場、トルコ石専門店、トゥズ湖（塩の海）、アタテュルク廟、アナトリア文明博物館、城塞、ボスフォラス海峡クルーズ、グランドバザール、ブルーモスク、アヤソフィア、地下宮殿、トプカプ宮殿、エジプシャンバザール、イスティクラル通りなどの観光名所の見学等に費やされたといえる。

前記のとおり、本件エジプト等研修の目的として、世界遺産や文化歴史に関する目的などが含まれていたが、そのような目的が含まれているからといって、世界遺産や文化的歴史的建造物などの観光名所を漫然と見学しさえすれば研修の目的が達成されることになるわけではないことは当然のことであり、それが山梨県の予算の支出によって賄われている以上、山梨県議会議員の海外研修の趣旨とされる議会運営及び議会審議等の資質の向上を図りもって県民福祉の増進に資するものであり、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をするという海外研修の目的に実質的に沿うものでなければならない。

しかして、上記のような世界遺産や歴史的文化的建造物等を含むいわゆる観光名所の見学等についてみるに、本件エジプト等研修に係る参加議員作成提出の「エジプト・トルコ2カ国視察研修報告書」(甲2)を見ると、エジプトについては、エジプト考古学博物館(同3枚目裏)について外形的な事実が10行程度記載され、ギザのピラミッドについてピラミッドと議員らが撮影された写真のみが掲載されていること、トルコについては、アンカラについては写真のみが掲載され、カッパドキア、カイマクリ地下都市及びギョレメ国立公園については、その歴史や概況など観光ガイドのような説明がされるにとどまり、土産物店などが並ぶグランドバザールについても、「県内には「道の駅」が数箇所あり、日本一に輝いた所もある。これらを飛躍発展させ、全国から観光客がそこを目指してくるような、市場的な集合施設を創れたら山梨県の未来があるように感じた。」と山梨県に関連付けて締めくくってはいるものの、報告内容はいずれも観光ガイドのような外形的事実が記載されるにとどまっていることが認められ、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をしたなどということはおよそ窺われない。

一方、本件エジプト等研修においては、上記のような観光名所の見学等

の外に、前記のとおり、エジプトの福祉施設「リサーラ」への表敬訪問、イスタンブール駅におけるトルコ鉄道の職員らとのミーティング及び同駅の視察をしており、特に「リサーラ」への訪問は、上記報告書（甲2）の「はじめに」（同1頁裏）において、海外研修の目的のうちの第1として掲げられているものである。しかしながら、同報告書において、「リサーラ」についての報告は、その設立経緯や活動等の外形的事実の記載と写真にとどまり（2頁裏から3頁表）、また、参加した議員である望月及び堀内作成の陳述書（乙9）には、ボランティアの人数等について3行程度触れた後、「地方財政が厳しくなっていく状況下、社会福祉のあり方について参考になりました。」という抽象的な記載がされているのみである。さらに、証人堀内の証言においては、「リサーラ」の話は全く触れられていないばかりか、本件エジプト等研修について議員自らが設定した詳細な研修内容が記載された「山梨県議会議員海外研修申込書」（甲9）に研修目的として何を記載したかすら記憶にないというのであり、そのほか、福祉施設「リサーラ」への訪問が、その後の山梨県の県政等にとって何らかの有益な情報をもたらしたり影響を与えたことを窺わせる資料は何ら存在しないのであって、「リサーラ」への訪問が、真に「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をするという目的に沿って行われたものであるとは認めがたい。また、イスタンブール駅の視察やミーティング等についてみるに、前記報告書（甲2）においては、トルコ高速鉄道のアンカラ・エクスプレスの実情、アンカラ・エクスプレスの発着駅であるハイダルパシャ駅建築の経緯や装飾等、トルコ国鉄の路面電車の概要などの外形的抽象的な記載がされているにとどまり、ミーティングがされたといっても、山梨県の公共輸送機関の抱える問題やその展望などについての意見交換がされたことは窺えず、望月及び堀内作成の前記陳述書（乙9）にも山梨県の公共輸送機関に関わるような有益な具体的

情報の記載は一切なく、証人堀内は、路面電車は4両編成で1両に30人か40人くらい乗ることができて輸送力が高いなどといったパンフレット程度の情報を述べるほか、「どういうシステムになっているかということをちょっと。たしか駅長にもそんな話を聞いた記憶があるんですけど。」

「はっきりした記憶はないんですけど、こうだからっていう。ただ、かなり渋滞を防いでいるというところでは、非常にいいシステムじゃないかなというふうに思いました。」という曖昧な証言にとどまっているのであって、真に「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をするという目的に沿って行われたものであるとは認めがたい。

そして、他に、本件エジプト等研修から数年経過した現在までに、本件エジプト等研修の目的であった①福祉関係、②公共交通、③世界遺産・環境問題、④文化歴史関係についてはもとより、その他の点も含めて、本件エジプト等研修が、その後の山梨県議会の議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、県民福祉の増進に資する何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたという事実は見出すことができない。

ウ 上記イに説示したところによれば、本件エジプト等研修の行き先や日程等は、山梨県議会の議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨を全うするものであったとは到底認めることができず、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」をするという海外研修の目的に照らして、明らかに不合理なものであり、本件エジプト等研修は、実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであったといわざるを得ない。

エ 上記のとおりであるから、本件エジプト等研修に要した費用は、本件アメリカ研修に要した費用と同様に、法203条2項及び4項、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例並びに山梨県議会研修要綱6条(2)により弁償を受けることができるとされる議員としての「職務を行うため要する費用」とはいえない。したがって、本件エジプト等研修に参加した議員ら5名は、それぞれ、前記旅費各79万5830円のほか、前記専用車借上料等51万7500円の各5分の1(10万3500円)を、法律上の原因なく山梨県の損失の下に利得したものであるから、それぞれがその不当利得額(各89万9330円)を山梨県に返還すべき義務がある。

2 本件韓国視察及び本件屋久島視察について

- (1) 地方公共団体の政務調査費については、平成14年法律第4号による地方自治法改正により規定が設けられ、本件当時の法100条14項(平成20年6月18日法律第69号による改正後、平成24年9月5日法律第72号による改正前。以下同じ。)は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定めている。そして、山梨県政務調査費の交付に関する条例9条は、「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」と定め、この使途基準として、山梨県政務調査費の交付に関する規程4条は、「条例第9条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」と定め、その別表第1は、「調査研究費」の内容として、「調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究費及び調査委託に要する経費」と定めている。そして、政務調査費の使途基準の運用指針は、充當可能な例として、「海外調査・県

外調査・県内調査」においては、先進国視察、先進都道府県視察、研究所視察、現地実態調査、被災状況聴取を掲げ、充実に適さない経費の例として、観光・レクリエーション目的の旅行に要する交通費等を掲げるとともに、海外調査は、調査目的が明確であり、日程が合理的なものとするものと定めている。

上記の法100条14項が、一定の場合に会派又は議員に対し政務調査費を交付できるとした趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解されるから、上記使途基準が定める「県の事務及び地方行財政に関する調査研究費及び調査委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行動に関する経費は、これに該当しないものというべきであって（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決参照）、上記の使途基準の運用指針が定めるような、観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。

(2) 本件韓国視察について

ア 証拠（甲3）によれば、本件韓国視察の調査目的は、①富士山静岡空港の利用状況・空港管理、②韓国の一般社会・経済状況、対日感情、③海外旅行市場・観光交流についてであったことが認められる。

しかして、本件韓国視察の行き先や日程等をみるに、証拠（甲3、乙9、証人望月）によれば、平成21年7月20日は、県議会の議事堂から専用

車で静岡空港に行き、約1時間空港を視察した後、韓国に行き、韓国の国会議事堂内を見学した後、日本政府観光局ソウル事務所を訪問して韓国在住日本人と約1時間意見交換をし、夕食後、青溪川の道路公園を見学したこと、同月21日は、ソウルから板門店に行き、第一公園及び板門店会議室の見学をし、またソウルに戻ってきたこと、同月22日は、専用車で宗廟、大統領府館内及び青瓦台などソウル市内を見学し、帰国したことが認められる。

イ 上記事実によれば、本件韓国視察は、1日目の静岡空港見学と日本政府観光局ソウル事務所における韓国在住日本人との意見交換を除いては、韓国国会議事堂内及び青溪川道路公園の見学（1日目）、板門店の施設見学（2日目）、ソウル市内の宋廟、大統領府館内及び及び青瓦台等の観光名所の見学（3日目）に費やされたといえる。

そして、それらの見学についてみると、証人望月の証言によれば、いずれも、現地の案内人の説明を受けて見学したり、立ち寄ったりしたにすぎないことが認められ、本件全証拠を検討してみても、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がされた事情はおよそ窺うことができない。なお、望月及び堀内作成の陳述書（乙9）にある「宋廟、大統領府館、青瓦台等を視察し、山梨の果樹のPRの様子や観光客への浸透状況などを視察しました。」という記載については、望月証言によれば、日本人観光客がどの程度来ているかを自分たちの目で確認した以外には何ら特段の調査研究はしていないことが認められ、山梨の果樹のPRの様子や観光客への浸透状況の視察をしたという上記陳述書の記載は、真実に反する記載であるというほかない。そして、他に、これらの見学が、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したという政務調査費の制度趣旨に合致する内容のものであったことを窺わせる事情

は見出し難い。なお、証人望月は、本件韓国視察における観光地の視察は一般の観光客とどこが違うのかと尋ねられると、県会議員としての見識を高めるために視察したなどと繰り返し述べたが、仮に外国の観光地を訪問することが県会議員としての見識を高めることになるとしても、それは本来自らの費用による旅行として行うべきことであって、上記のような政務調査費の制度趣旨に合致するものではなく、公費である政務調査費を用いて行うべきことでないことは明らかである。

一方、静岡空港の訪問は、韓国に向けて出国する空港として利用しており、そのために特別の費用を要したものでもないから、本件の訴えにおいては特段の検討を要するものではないが、望月証言によれば、静岡空港から空路で韓国に向かうために利用した際に、山梨県の観光案内とパンフレットを置いてもらう陳情をしたという程度であったと認められ、このような内容であれば、政務調査費の趣旨に合致するものとは言い難い。また、日本政府観光局ソウル事務所を訪問したことについては、日本政府観光局は、国際観光振興機構法に基づいて設立された正式名称が「独立行政法人国際観光振興機構」という組織であり（同法2条）、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする法人であって（同法3条）、主たる事務所を東京に置き（同法4条）、政府からの出資により（同法5条）運営されているのであって、山梨県議会の会派や議員が真に山梨県の観光行政等の調査研究のために必要な情報を得ようとするのであれば、同ソウル事務所が保有する情報を日本において入手することは容易であると考えられる。そして、望月証言によれば、日本政府観光局ソウル事務所において、職員のほか在韩国日本人女性1名と意見交換をしたことが認められるものの、その女性の韓国在住歴もそのほかのプロフィール等も不明というのであって、同人との意見交換

が韓国の情勢や対日感情を正しく伝えるものであるのかさえ明らかでなく、そもそも、同人や同事務所職員らが話した韓国の情勢や対日感情等が、いかなる内容のものであって、いかなる意味で山梨県議会の審議能力を強化し議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものであったのか、不明であるというほかない。

ウ 上記イで検討したところによれば、本件韓国視察は、実質的には視察に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであったといわざるを得ず、これに要した費用は、議員の議会活動の基礎となる調査研究等に要する経費であるとか、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものであるとは認めることができない。したがって、政務調査費から本件韓国視察の費用に充当された37万5525円は、違法な支出にほかならず、本件韓国視察に参加した山梨県議会議員7名は、法律上の原因なく山梨県の損失の下にこれらを利得したものであるから、それぞれ、その7分の1相当額である5万3646円を山梨県に返還すべき義務がある。

(3) 本件屋久島視察について

ア 証拠（甲4）によれば、本件屋久島視察の調査目的は、世界遺産屋久島の環境保全対策への取り組み及び屋久島の地域や国立公園の管理運営についてであったことが認められる。

しかして、本件屋久島視察の行き先や日程等をみるに、証拠（甲4、乙9、証人望月）によれば、平成21年12月16日は、午後に屋久島に到着した後、屋久島環境文化村センター及び白谷雲水峽を見学し、同月17日は、午前中に屋久杉自然館、ヤクスギランド、紀元杉を見学し、午後は、屋久島世界遺産センター、屋久島環境文化研修センターを見学したこと、同月18日は、千尋滝、大川の滝、ウミガメ産卵地である永田浜海岸（いなか浜）を見学し、宮之浦で昼食を取った後、屋久島空港から帰途に着い

たことが認められる。

イ 上記のとおりであるところ、望月及び堀内作成の陳述書（乙9）には、屋久杉自然館において館長及び屋久島町の担当者から屋久島の自然、観光振興策及び自然環境保護等の説明を受け、屋久島世界遺産センターにおいて事務局長から世界遺産指定のための取り組み、活動、経緯等について説明を受けた旨記載されているが、調査研究活動記録表（甲4）の3枚目「自由民主党政務調査（日程）について」と題する書面には、視察先の屋久島世界遺産センターについて、「当日は、環境省主催のフォーラム・講演会を開催するため、十分な対応ができないことを了承願いたいとのこと。（説明する職員が不在となる。）」と記載され、証人望月は、施設の中は見ることができるということで訪問したと証言する。そして証人望月は、同センターでは、副館長さんか事務局長さんが1人対応してくれて説明してくれた旨証言するが、説明の具体的内容については不明であり、証人望月は、印象に残っている説明として、「やはり、屋久島の、縄文杉とか屋久杉の、自然を保護する中での、世界遺産に登録されたということで、非常に意味があるということで、特に世界遺産になれば、観光客も多いし、見学者も多いということで、自然の、やはり崩壊とか、また、そういう荒らされる面もあるから、そこの管理を徹底して、歩道なんかも、非常に柵を結って、縄文杉とか、そういうところへ近づけないような形で保護してるという話を聞き…」という要領を得ない証言にとどまっており、他の証拠を見ても、一般観光客に対する世界遺産としての屋久島の説明やガイドブック等による一般的な記載を超えて、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための調査研究として相応しい内容があったと認めることはできない。

また、上記の説明を受けたという施設以外の屋久島環境文化村センター、白谷雲水峡、屋久杉自然館、ヤクスギランド、紀元杉、屋久島環境文化研

修センター、千尋滝、大川の滝、ウミガメ産卵地である永田浜海岸（いなか浜）及び宮之浦は、一般の観光客が入館料を支払って、あるいは無料で見学することが可能な観光名所等であって（弁論の全趣旨）、これらの場所を訪れたことが、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための調査研究に資する内容であったことを窺わせる証拠は見出し難い。

ウ 上記イで検討したところによれば、本件屋久島視察に要した費用は、議員の議会活動の基礎となる調査研究等に要する経費であるとか、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものであるとは認めることができない。したがって、政務調査費から本件屋久島視察の費用に充当された93万7590円は、違法な支出にほかならず、本件屋久島視察に参加した8名の山梨県議会議員は、法律上の原因なく山梨県の損失の下にこれらを利得したものであるから、それぞれ、その8分の1相当の額である11万7198円を山梨県に返還すべき義務がある。

3 以上によれば、控訴人らが、法242条の2第1項4号により、山梨県の執行機関である被控訴人に、前記各議員らに対し不当利得返還請求として主文掲記の各金員の返還の請求をするように求めることには、理由があり、控訴人らの請求はいずれも認容すべきことになる。

4 よって、控訴人らの請求はいずれも理由があるから認容すべきところ、これらを棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、控訴人らの請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁 判 長 裁 判 官 貝 阿 彌 誠

裁判官 定塚 誠

裁判官生島弘康は転補のため署名押印できない。

裁判長 裁判官 貝阿彌 誠

これは正本である。

平成25年9月19日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 畑 美代子

